

広島県告示第七百八十三号

坂町と広島県との間における災害廃棄物の処理に関する事務の事務委託に関する規約を次のように定めた。

平成三十年十月三十一日

広島県知事 湯 崎 英 彦

坂町と広島県との間における災害廃棄物の処理に関する事務の事務委託に関する規約

(委託事務の範囲)

第一条 坂町(以下「甲」という。)は、災害廃棄物の処理(廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和四十五年法律第三十七号)第二条第二項に規定する一般廃棄物の処理のうち、平成三十年七月豪雨災害により特に必要となった廃棄物の処分その他これに付随する処理をいう。)に関する事務(以下「委託事務」という。)の管理及び執行を広島県(以下「乙」という。)に委託する。

(管理及び執行の方法)

第二条 委託事務の管理及び執行については、乙の条例、規則その他の規程(以下「条例等」という。)の定めるところによる。

(経費の負担)

第三条 委託事務の管理及び執行に要する経費は、乙が特に自ら負担する必要があると認めるものを除き、甲の負担とする。

2 前項の規定により甲が負担すべき経費の額及び支払方法は、甲乙協議して定める。

(収益の帰属)

第四条 委託事務の管理及び執行に伴って生じる収益は、乙の収入とする。

(収入及び支出の経理)

第五条 乙は、委託事務の管理及び執行に係る収入及び支出については、乙の歳入歳出予算において分別して計上するものとする。

(収入及び支出の精算)

第六条 乙は、毎年度終了後、速やかに委託事務に係る収入及び支出の精算を行い、その明細を甲に通知するものとする。

(条例等の制定改廃の場合の措置)

第七条 委託事務の管理及び執行について適用される乙の条例等が制定され、若しくは廃止され、又はその全部若しくは一部が改正された場合においては、乙は、直ちにその旨を甲に通知するものとする。

(委託事務の管理及び執行の細目)

第八条 この規約に定めるもののほか、委託事務の管理及び執行に関し必要な事項は、甲乙協議して定める。

附 則

この規約は、甲と乙との協議が成立した日から施行する。